

議案第 13 号

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 29 日提出

君津市長 石井 宏子

提案理由

令和 4 年 10 月の千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給率の引上げを行うため、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 21 号）及び君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成 21 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条第1項)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	185,200	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	186,900	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	188,500	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	190,200	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	191,700	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	193,400	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	195,200	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	196,900	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	198,500	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	200,300	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	202,100	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	203,900	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	205,400	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	207,200	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	209,000	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	210,800	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	212,400	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	214,200	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	216,000	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	217,800	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	219,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	221,000	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	222,700	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	224,500	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	226,100	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	227,800	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	229,400	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	230,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	232,200	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	233,800	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	235,400	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	236,900	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	237,900	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	239,400	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	240,700	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	241,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	204,200	243,100	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	205,500	244,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	206,700	245,100	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	208,000	246,100	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	209,300	247,200	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	210,600	248,100	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600

	43	211,900	249,000	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	213,200	250,000	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	214,300	250,900	302,200	348,200	369,700	396,800	438,200	468,600
	46	215,600	252,200	303,900	349,600	370,900	397,500	439,000	
	47	216,900	253,400	305,500	351,100	372,100	398,200	439,400	
	48	218,200	254,700	307,200	352,600	373,200	398,900	440,100	
	49	219,200	256,000	308,100	354,200	374,300	399,500	440,600	
	50	220,300	257,400	309,600	355,000	375,500	400,100	441,000	
	51	221,300	258,600	311,100	356,200	376,700	400,600	441,400	
	52	222,300	259,800	312,700	357,200	377,800	401,000	441,800	
	53	223,300	260,900	314,300	358,100	378,900	401,400	442,200	
	54	224,200	262,100	315,900	359,200	380,100	401,700	442,600	
	55	225,100	263,400	317,500	360,100	381,300	402,000	443,000	
	56	226,000	264,500	319,000	361,200	382,400	402,300	443,300	
	57	226,300	265,600	320,500	362,100	383,500	402,600	443,600	
	58	227,100	266,600	321,700	362,800	384,700	402,900	444,000	
	59	227,800	267,800	322,900	363,500	385,900	403,200	444,300	
	60	228,500	268,900	324,100	364,200	387,000	403,500	444,600	
	61	229,200	269,900	324,800	364,600	388,000	403,800	444,900	
	62	230,000	270,900	325,700	365,200	389,200	404,100		
	63	230,700	272,000	326,500	365,900	390,400	404,400		
	64	231,300	273,100	327,300	366,600	391,500	404,700		
	65	231,900	274,000	328,200	366,900	392,600	405,000		
	66	232,500	275,000	328,600	367,600	393,800	405,300		
	67	233,100	275,900	329,300	368,300	395,000	405,600		
	68	233,800	277,000	330,100	369,000	396,100	405,900		
	69	234,500	278,100	330,900	369,300	396,800	406,100		
	70	235,100	279,100	331,600	369,900	397,500	406,400		
	71	235,600	280,000	332,300	370,600	398,200	406,700		
	72	236,300	281,000	333,000	371,200	398,900	407,000		
	73	237,000	281,500	333,500	371,500	399,500	407,200		
	74	237,600	282,400	334,100	372,100	400,100	407,500		
	75	238,200	283,100	334,600	372,800	400,600	407,800		
	76	238,700	284,000	335,200	373,400	401,000	408,000		
	77	239,300	285,000	335,500	373,800	401,400	408,200		
	78	240,000	285,800	336,000	374,300	401,700	408,500		
	79	240,700	286,600	336,400	374,900	402,000	408,800		
	80	241,200	287,400	336,900	375,400	402,300	409,000		
	81	241,700	288,200	337,300	375,900	402,600	409,200		
	82	242,300	288,700	337,800	376,500	402,900	409,500		
	83	242,900	289,100	338,300	377,000	403,200	409,800		
	84	243,400	289,600	338,800	377,300	403,500	410,000		
	85	243,900	289,800	339,100	377,700	403,800	410,200		
	86	244,500	290,100	339,500	378,200	404,100			
	87	245,100	290,300	340,000	378,600	404,400			
	88	245,600	290,700	340,400	379,000	404,700			
	89	246,100	290,900	340,700	379,400	405,000			

再任職員及び任期付職員以外の職員

	90	246,600	291,100	341,100	379,900	405,300			
	91	246,900	291,500	341,600	380,300	405,600			
	92	247,300	291,800	342,000	380,700	405,900			
	93	247,600	292,100	342,200	381,000	406,100			
	94		292,400	342,600	381,500				
	95		292,700	343,100	381,900				
	96		293,100	343,500	382,300				
	97		293,400	343,700	382,600				
	98		293,800	344,100					
	99		294,100	344,500					
	100		294,500	344,800					
	101		294,700	345,100					
	102		294,900	345,500					
	103		295,200	345,900					
	104		295,600	346,300					
	105		295,800	346,800					
	106		296,100	347,200					
	107		296,500	347,600					
	108		296,900	348,000					
	109		297,100	348,500					
	110		297,400	348,900					
	111		297,800	349,200					
	112		298,100	349,500					
	113		298,300	350,000					
	114		298,600						
	115		299,000						
	116		299,300						
	117		299,500						
	118		299,900						
	119		300,300						
	120		300,600						
	121		300,800						
	122		301,000						
	123		301,300						
	124		301,700						
	125		301,900						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
任期付職員		158,900	198,500	230,700	259,300	275,800	294,200	325,600	361,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条第1項）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	338,400	400,400	471,700
	2	341,400	403,300	474,000
	3	344,200	405,900	476,200
	4	347,100	408,600	478,500
	5	349,800	411,000	480,700
	6	352,800	413,300	482,900
	7	355,900	415,400	485,100
	8	358,700	417,300	487,300
	9	361,100	419,500	489,300
	10	363,700	422,200	491,400
	11	366,400	424,800	493,500
	12	369,200	427,500	495,600
	13	372,100	429,900	497,700
	14	375,600	432,400	499,800
	15	378,600	434,800	501,900
	16	382,200	437,300	504,000
	17	385,600	439,300	506,100
	18	388,300	441,700	508,100
	19	390,800	444,000	510,100
	20	393,400	446,400	512,100
	21	396,100	447,900	513,900
	22	398,300	450,300	515,700
	23	400,200	452,600	517,600
	24	401,800	454,900	519,500
	25	403,800	456,900	521,200
	26	406,100	459,200	523,000
	27	408,300	461,400	524,800
	28	410,600	463,700	526,600
	29	412,900	465,800	528,200
	30	415,000	468,100	530,000
	31	417,000	470,400	531,800
	32	419,100	472,600	533,600
	33	421,000	474,600	535,200
	34	422,800	476,700	537,000
	35	424,600	478,800	538,700
	36	426,600	480,900	540,500
	37	428,500	483,000	542,100
	38	430,500	484,800	543,700
	39	432,400	486,600	545,100
	40	434,400	488,400	546,700
	41	436,200	490,100	548,200
	42	438,000	491,900	549,600
	43	439,700	493,700	551,000

	44	441,500	495,500	552,300
	45	443,300	497,100	553,500
	46	445,100	498,800	554,500
	47	446,900	500,600	555,500
	48	448,600	502,400	556,500
	49	450,400	504,000	557,500
	50	452,100	505,300	558,500
	51	453,900	506,600	559,500
	52	455,700	507,900	560,500
	53	457,600	508,900	561,600
	54	458,800	510,200	562,700
	55	460,000	511,500	563,800
	56	461,200	512,800	564,900
	57	462,400	513,800	566,000
	58	463,400	514,600	567,100
	59	464,400	515,400	568,200
	60	465,400	516,200	569,300
	61	466,200	517,100	570,400
	62	466,900	517,900	571,400
	63	467,600	518,800	572,400
再任用職員及び任期付職員以外の職員	64	468,300	519,600	573,400
	65	469,000	520,500	574,400
	66	469,700	521,400	575,400
	67	470,400	522,100	576,400
	68	471,000	523,000	577,400
	69	471,300	523,900	578,400
	70	472,000	524,700	579,400
	71	472,700	525,600	580,400
	72	473,400	526,500	581,400
	73	473,800	527,300	582,400
	74	474,400	528,200	583,400
	75	475,100	529,100	584,400
	76	475,800	529,800	585,400
	77	476,200	530,600	586,400
	78	476,800	531,500	587,400
	79	477,400	532,400	588,400
	80	477,900	533,300	589,400
	81	478,500	534,100	590,400
	82	479,000	535,000	591,400
	83	479,500	535,900	592,400
	84	480,000	536,800	593,400
	85	480,400	537,600	594,400
	86	481,000	538,500	595,400
	87	481,400	539,400	596,400
	88	481,900	540,300	597,400
	89	482,400	541,100	598,400
	90	483,000		599,400
	91	483,600		600,400
	92	484,000		601,400

	93	484,500		602,400
	94	485,100		603,400
	95	485,700		604,400
	96	486,300		605,400
	97	486,800		606,400
	98			607,400
	99			608,400
	100			609,400
	101			610,400
	102			611,400
	103			612,400
	104			613,400
	105			614,400
	106			615,400
	107			616,400
	108			617,400
	109			618,400
	110			619,400
	111			620,400
	112			621,400
	113			622,400
	114			623,400
	115			624,400
	116			625,400
	117			626,400
	118			627,400
	119			628,400
	120			629,400
	121			630,400
	122			631,400
	123			632,400
	124			633,400
	125			634,400
	126			635,400
	127			636,400
	128			637,400
	129			638,400
	130			639,400
	131			640,400
	132			641,400
	133			642,400
再任用職員		338,600	393,000	466,000
任期付職員		310,600	355,300	428,700

備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 君津市任期付職員の採用等に関する条例(平成21年君津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(一般職の職員の給与等に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び第2の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定(君津市任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定(給与条例別表第1及び第2の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定(任期付職員条例第7条第1項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例及び第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例及び第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例及び第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例 (勤勉手当)</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2 省略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2 省略</p>
<p>第2条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例 (勤勉手当)</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定</p>

める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第3条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	<u>376,000</u>
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 省略

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	<u>375,000</u>
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

2～5 省略

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。

第4条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、

2～5 省略

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、

特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。